



筑紫女学園大学リポジット

ドイツの高齢者基礎保障制度

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 筑紫女学園大学 公開日: 2024-10-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 斐, 海善 メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000007

ドイツの高齢者基礎保障制度

裴 海 善

The Basic Security Benefit System for the Elderly in Germany

Haesun BAE

はじめに

ドイツでの国民の生活を保障するための社会保障制度には、「社会保険」(SV: Sozialversicherung)と「最低保障」(MS: Mindestsicherung)がある。社会保険は、加入者が一定期間にわたって保険料を拠出し、運営主体がその額に応じた給付を行う制度で、健康保険(1883年、社会法典第V巻)、労災保険(1884年、社会法典第VII巻)、年金保険(1889年、社会法典第VI巻)、失業保険(1927年、社会法典第III巻)、介護保険(1995年、社会法典第XI巻)の順で制定された。

一方、最低保障は、生活困窮者の最低限の健康と生活を保障し、経済的な自立を支援するための制度で、根拠法と給付条件により、求職者基礎保障(社会法典第II巻)、施設(住宅や老人ホームなど)外の社会扶助(社会法典第XII巻第3章)、高齢者と労働能力がない場合の基礎保障(社会法典第XII巻第4章)、難民申請者給付法(AsylbLG)に基づく基準給付金の4種類がある。

本稿では、最低保障の中で、年金受給年齢層の高齢者が対象である高齢者基礎保障(GSimA: Grundsicherung im Alter)に焦点を置き、根拠法である社会法典第XII巻(以下、SGB XII)第4章、ドイツ連邦年金保険公団の報告書(DRVB Nr.102, 2023)及び連邦統計局のデータ等に基づき、給付金の受給条件、給付内容、給付額の計算方法、受給者実態を確認する。

1. 最低保障制度 (MS)

1) 受給条件

最低保障(MS)は、社会保険が請求できない人や社会保険では最低生活が十分ではない生活困窮者に対する政府の経済的支援で、租税を財源としている。最低保障には法的根拠と受給条件によって、次の四つの給付金制度がある：① SGB II(求職者基礎保障: Grundsicherung für Arbeitsuchende)に基づく失業給付II(通称、Hartz IV)と社会手当(Sozialgeld)(2023年1月から「市民手当(Bürgergeld)」へと改称)、② SGB XII(社会扶助: Sozialhilfe)¹⁾第3章に基づく施設外での生計費扶助(Hilfe zum Lebensunterhalt außerhalb von Einrichtungen)、③ SGB XII(社会扶助: Sozialhilfe)第4章に基づく高齢者および労働能力が低下した場合の基礎保

障 (Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung)、④ 難民申請者給付法 (AsylbLG: Asylbewerberleistungsgesetz) に基づく基準給付金 (Regelleistungen) がある。

この四つの給付金制度の中で、SGB II、SGB XII第3章と第4章に基づく給付は、ドイツ国内に「常居所がある人」が対象で、例えば、失業手当 (Arbeitslosengeld)、住宅手当 (Wohngeld)、児童手当 (Kinderzuschlag) 等の他の優先的な給付金や自身の所得と資産では十分に生計を立てることができない生活困窮者の最低生活水準を保障することが目的である。これら二つの給付制度は租税が財源で、資力調査により個別の需要 (ニーズ) より不十分な支出額を支援し、最低生計費を保障する点では共通しているが、支給対象年齢と条件は異なる。

SGB IIに基づく「失業給付 II (Hartz IV) ・社会手当」は、求職者向けの最低保障制度で、管理運営機関は連邦雇用庁 (BA: Bundesagentur für Arbeit) である。2005年1月からの失業給付 II (Hartz IV) 施行と共に、失業扶助 (Arbeitslosenhilfe) の受給者から就労可能な層を抜き出して失業給付 II と統合された (2005年1月1日から2022年12月31日まで)。「失業給付 II (Hartz IV) ・社会手当」は、2022年12月24日に大幅に改正され、「市民手当、求職者に対する基礎保障」 (Bürgergeld, Grundsicherung für Arbeitsuchende) という新制度に移行し、2023年1月1日から施行された (通称、市民手当)。また、給付条件の基準となる「基準需要額」 (Regelbedarf) の計算も新しい基準に置き換えられた。従来までの SGB II に基づく「失業給付 II (Hartz IV) ・社会手当」の受給権者は2023年1月1日からは市民手当の受給権者となる (SGB II § 65-9)。

SGB II (市民手当) に基づく給付は、就労可能である生活困窮者の最低生活を保障するとともに自立を助長するのが目的で、支給条件として、「ドイツで常住している」「15歳以上で年金受給開始年齢 (Altersgrenze) に達していない」「1日最低3時間は就労可能である」「生活困窮者で扶助が必要である」を満たす必要がある (SGB II § 7)。

一方、SGB XII (社会扶助) 第4章 (基礎保障) に基づく給付は、親族等からの支援がなく、かつ、労働能力がない生活困窮者に支給される社会扶助で、「ドイツで常住している」「標準年金受給開始年齢 (Regelaltersgrenze) に達した高齢者」又は「18歳以上の労働能力が永続的に完全に低下した者」「生活困窮者で扶助が必要である者」が対象である (SGB XII § 41)。

SGB II に基づく「市民手当」と SGB XII 第4章に基づく「基礎保障」の対象ではない生活困窮者は、SGB XII 第3章に基づく「生計費扶助」の対象となる。ここには、「SGB XII 第4章に基づく基礎保障の給付金受給者の世帯に住む15歳までの子供」「労働能力が永久に低下したことではない者」および「祖父母の世帯に住んでいる15歳までの子供」が対象となる。

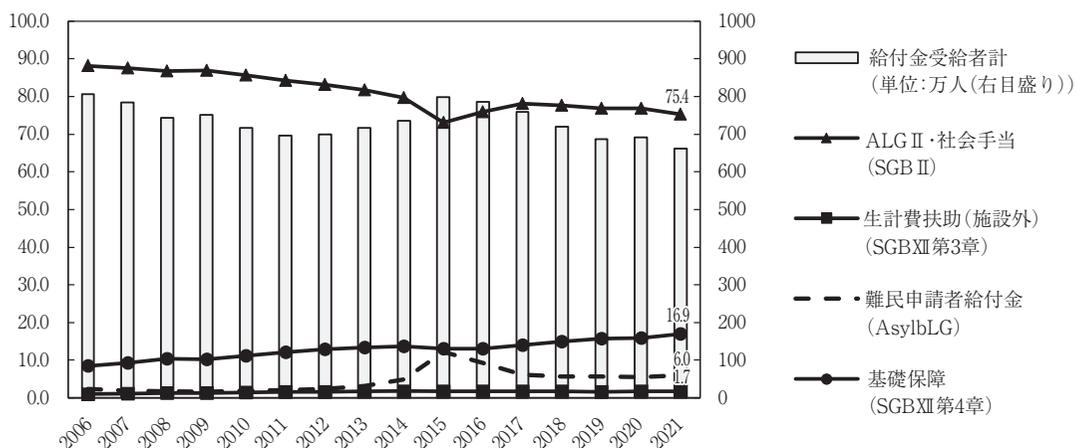
2) 受給実態

〈図表1〉は、2006年から2021年までの最低生活を保障する給付金の種類別受給者の占める割合を示している。全体給付金受給者は2006年には8,071,454人であったが、2015年7,986,994人をピークに低下し、2021年6,622,940人である。全体受給者の中で、「失業給付 II ・社会手当」 (SGB II) の受給者が最も多いが、2006年88.1% から2021年75.4% へと低下している。難民申請者給付法 (AsylbLG) に基づく「基準給付金」受給者は2010年から増加し始め2015年には12.2% (974,551人)

で、前年の4.9% (362,850人) より7.3%p 増加したが、2015年をピークに低下している。「高齢者および労働能力が低下した場合の基礎保障」(SGB XII第4章) の受給者は2006年8.4% から毎年増加し、2021年16.9% を占めている。「生計費扶助(施設外)」(SGB XII第3章) 受給者は、2006年1.0%、2021年には1.7% で最も少ない。

〈図表1〉最低保障給付金種類別受給者の占める割合 (各年度末時点)

(単位: 計100% (左目盛り)、万人 (右目盛り))



出典: Statistisches Bundesamt (SB), Mindestsicherung (<https://www.statistikportal.de>)

注: 求職者基礎保障(SGB II)には、失業給付II(労働能力を持つ困窮者への給付)と社会手当(労働能力を持たない困窮者への給付)を含めている。

2. 高齢者基礎保障 (GSimA)

1) 受給条件

SGB XII第4章に基づく基礎保障は、高齢者と18歳以上の永続的に完全に労働能力が低下した人が対象であるが主な受給者は高齢者であるので、本稿では高齢者基礎保障 (GSimA: Grundsicherung im Alter) に焦点を置き、給付金の支給条件と支給基準及び受給実態を確認する²⁾。

高齢者基礎保障は、年金ではなく、租税を財源にする社会扶助で、地方自治体の社会福祉事務所 (Sozialamt) が運営し支給している (SGB XII § 3)。給付金を受給するためには次の三つの条件をすべて満たす必要がある: 「ドイツに常住」「標準老齢年金受給年齢 (Regelaltersrente) に達した者」「主に自分の労働、収入、資産を利用しても必要不可欠な生計費を賄うことができない」(SGB XII § 43)³⁾。ただし、連続で4週間を超えて海外に滞在した場合は支給が中止される (SGB XII § 41a)。

高齢者基礎保障の給付金は公的年金保険の老齢年金 (Altersrente) と重複受給可能である。公的年金の老齢年金の標準老齢年金 (Regelaltersrente) は、標準受給開始年齢 (Regelaltersgrenze) に達し、待機期間 (Wartezeit: 被保険者期間) が「5年以上」であれば受給可能である。受給開始年齢は、1947年前生まれは65歳であるが、1947年1月1日以降に生まれた人は2012年から65歳から67歳へと段階的に引き上げられ、2031年には67歳となる (1964年生まれ) (SGB XII § 41)。例えば、

1957年1月2日生まれの人は、2023年1月1日から標準老齢年金を受給することができる。

基礎保障の受給資格があるかどうかを判断する資力調査 (means test) は、基本的に本人と同居の配偶者にかかわるもの以外に行わない (世帯内に住んでいる義理の両親、嫁と婿、兄弟、孫などからの収入も考慮しない)。ただし、扶養義務者の年間所得が10万ユーロ (年間収入限度: Jahreseinkommensgrenze) を超える場合は、例外的に高齢者基礎保障を請求することができない。従って、基本的に扶養義務者 (親または子) の年間収入が10万ユーロを超えない限り、扶養義務の履行は追及しない (SGB XII § 94-1a)。これは、高齢者が子への償還請求を恐れて、貧困の状態にとどまり、給付を請求しないことを防止するためである。

2) 基礎保障需要

基礎保障の受給権は本人と同居の配偶者 (パートナー) を含めた世帯の所得と資産が最低生活の需要 (ニーズ) の支出額に満たないことが前提条件である。基礎保障の需要に含まれるのは、「日常生活に必要な不可欠な生計費 (基準需要額: Regelbedarf)」「宿泊費と暖房費」「公的健康保険と公的介護保険の保険料」「老後保障保険料 (Vorsorgebeiträge)」「特定グループの人の超過需要額 (Mehrbedarf)」「特別な場合の扶助」である (SGB XII § 41-§ 42b)。

「日常生活に必要な不可欠な生計費 (基準需要額)」は、食費、医療費、修理と維持費、家電製品などの日常の最低限度の生活を維持するための必要不可欠な生計費をカバーするための一括金額で、基準需要額等級 (RBS: Regelbedarfsstufen) によって保障される。基準需要額等級は年齢と世帯人員を基準に1~6等級に区分され、社会扶助の給付に適用される。この中で高齢者基礎保障が適用されるのは基準需要額等級1 (RBS1: 成人で、単身世帯と一人親世帯) と基準需要額等級2 (RBS2: 成人で、配偶者と同居世帯) である (SGB XII anlage § 28)。

2023年1月1日から市民手当法が施行され、基礎保障給付額の基準となる基準需要額の計算も新しい基準に置き換えられた。〈図表2〉は、2023年1月1日から適用される基準需要額等級 (RBS) の一人当たり月額である。単身世帯 (RBS1) の月額が基準額 (ERS: Eckregelsatz) で「502ユーロ」、配偶者との同居世帯 (RBS2) はRBS1の90%で、一人当たり「451ユーロ」である。

「宿泊費と暖房費」は、家賃、光熱水費など、宿泊費として実際に発生した適切な費用が考慮される。複数の人が共同生活をする場合は、1人あたりの費用が適用される。適切な費用の基準は社会福祉事務所が決めるが、特に地域の家賃指数表 (Mietspiegel)⁴⁾ が適用される。分譲住宅や持ち家で住んでいる場合は、別の宿泊費が適用されるが、場合によっては、支払われるローンの利息、税金、手数料、または必要な修理費用が含まれる。老人ホームや介護ホームで住んでいる場合は、単身世帯の光熱水費込みの家賃が考慮される。ここにもそれぞれの家賃指数表が適用される。

「公的健康保険および公的介護保険の適切な保険料」も基礎保障の需要に含まれる。民間保険の場合は保険料額によって異なるので社会福祉事務所に問い合わせる必要がある。既に年金を受給している場合、社会保険の保険料は重複して考慮されない。「適切な老後保障 (Alterssicherung)⁵⁾ 保険料」と「適切な葬祭費保険料」も基礎保障に含まれるが、適切な保険料の基準は社会福祉事務所が決める。

「特定グループの人の超過需要額」とは、例えば、重度障害者手帳（コードGまたはaG）を持っている歩行障害者の場合で（重度障害者手帳をもっていない場合は、年金事務所からの決定通知書で、コードGまたはaGの重度障害であることを証明することができる）、適用される基準需要額等級（RBS）の17%の一括追加給付額が支給される。

他に、妊娠12週以降の妊婦、ひとり親、社会統合支援（Eingliederungshilfe: SGBIXに基づき2020年から実施）を受けている障害者、健康上の理由で高価な食事をしなければならない場合も追加給付対象である。その他、一回限りの需要、その他の需要も対象になる。例えば、住まいの初期設備費（家電製品や衣類など）、教育費（修学旅行費、学習支援費、学校給食費など）の扶助がある（DRVB Nr.102, 2023:7-10）。

〈図表2〉基礎保障の生計費扶助の基準需要額等級（RBS）（単位：月額、ユーロ）

施行年	成人			未成年と子供		
	RBS1	RBS2	RBS3	RBS4	RBS5	RBS6
	単身世帯と一人親世帯	配偶者と同居	18歳～24歳で親と同居	14～17歳の未成年	6～13歳の子供	0～5歳の子供
2021年1月1日	446	401	357	373	309	283
2022年1月1日	449	404	360	376	311	285
2023年1月1日	502	451	402	420	348	318

出典：SGB XII anlage § 28

注：1）基準需要額等級（RBS：Regelbedarfsstufen）は「日常の必要不可欠な生計費」の基準額である。

2）単身世帯のRBS1は基準額（ERS: Eckregelsatz）で、配偶者と同居世帯のRBS2はRBS1のそれぞれ90%、18～24歳までの成人で親と同居している者のRBS3はRBS1の80%である。

3) 所得と資産の決定基準

(1) 所得の場合

基礎保障給付額は、個人の「基礎保障需要に基づく支出額」と「所得と資産の控除後の評価額」の差によって決まる。所得に含まれるのは、年金所得、子供手当（Kindergeld）、労働所得（ミニ・ジョブ含む）などである。ただし、税込み所得ではなく、税金、社会保険の保険料、適切な民間保険（例えば家財保険）の保険料等は、一定基準に基づき所得から控除される。例えば、自営業またはミニ・ジョブ等の就業から得られる労働所得は30%が控除されるが、上限は基準需要額等級RBS1の最大50%までである（2023年1月からの適用基準は251ユーロまで）。ボランティア活動などの非課税活動は年間最大3,000ユーロ（月額250）まで控除される。

さらに、2021年1月1日からは、公的年金の基礎年金期間（GZ: Grundrentenzeiten）が「33年以上」である場合は特別控除が適用され、公的年金額から「月額100ユーロ」が控除され、100ユーロを超える額に対しては追加30%が控除される。ただし、これも労働所得控除と同じく、基準需要額等級RBS1の最大50%までである（SGB XII § 82a）。

リースター年金の保険料は、まだ積み立て段階である場合は所得から差し引かれるが、支給段階である場合は所得として評価される。ただし、2018年1月1日以降は他の年金給付額と同じ控除基準が適用され、「月額100ユーロ」と100ユーロを超える額の追加30%は所得から差し引かれる（限度は

RBS1の最大50%まで) (SGB XII § 82: Begriff des Einkommens, § 85: Einkommensgrenze, DRVB Nr. 102, 2023:11-14)。

(2) 資産の場合

高齢者が基礎保障を受給するためには利用し得る資産を生計費に充てることが前提であるため、基礎保障を請求する前に、まず手元にある資産を処分(売却などで)する必要がある。いわゆる保護資産(Schonvermögen)は単身世帯受給者の場合は1万ユーロ、夫婦(パートナー)世帯受給者の場合は2万ユーロまでは資産に含まれない。また保護資産は、申請者が主に扶養する1人につき500ユーロずつ高まる。また、2023年1月から施行される市民手当法(Bürgergeld-Gesetz)に基づき、相続は所得ではなく資産として分類される(SGB XII § 90: Einzusetzendes Vermögen)(DRVB Nr.102, 2023:14)。

〈図表3〉所得と資産の評価基準(2023年1月1日基準)

所得に含める	所得に含めない
・ 労働所得(ミニ・ジョブ含む) →	・ 労働所得の30%(上限:RBS1の最大50%まで)
・ 各種年金収入 (公的年金、リスター年金、海外からの年金含む) →	・ 公的年金の「基礎年金期間が33年以上」である場合:年金額から月額100ユーロ控除、100ユーロを超える額の追加30%控除(上限:RBS1の最大50%まで)(2021年1月1日から適用) ・ リスター年金・各種年金:年金額から月額100ユーロ控除、100ユーロを超える額の追加30%控除(2018年1月1日以降適用)(上限:RBS1の最大50%まで) ・ 連邦戦争犠牲者援護法(BVG: Bundesversorgungsgesetz)に基づく基礎年金(Grundrente)
・ 両親手当(Elterngeld): 控除額300ユーロ以上 →	・ 両親手当(Elterngeld):控除額の上限300ユーロまで
・ 親または子からの生計費支払(親又は子の年収が10万ユーロを超えなくても)	・ 親または子への生計費請求(親又は子の年収が10万ユーロを超えない場合)
・ 家賃と賃貸料収入 ・ 子供手当(Kindergeld) ・ 疾病手当(Krankengeld) ・ 利息(暦年当たり26ユーロ以上)	・ 所得税法に基づく特定の非課税活動(例:ボランティア活動):年間最大3000ユーロ(月額250)まで ・ 介護手当(Pflegegeld)
資産に含める	資産に含めない
・ 現金 ・ 有価証券 ・ 預貯金 ・ 住宅と土地不動産 ・ 乗用車	・ 少額の現金(保護資産:単身世帯1万ユーロ、夫婦世帯2万ユーロまで) ・ 家宝又は遺品(理想的な価値が販売価格をはるかに超える場合) ・ 相続財産 ・ 自ら使用する適切な住宅または土地 ・ 適切な家財道具・適切な自動車(市場価格7,500ユーロまで)

出典: SGB XII § 82 § 85 § 90, DRVB Nr.102:11-14, <https://www.lebenshilfe.de: grundsicherung>に基づき筆者作成

3. 高齢者基礎保障給付額の計算例

基礎保障需要の支出額から所得と資産を差し引いた差額が基礎保障の支給額となる。基礎保障の給付額の計算は、まず、日常生活の需要にかかる支出額を算出し、次に所得と資産を評価する。従って、本人の収入がある場合は基礎保障を受ける資格がない又は少額しか受給できない。簡単な大ま

かな基準として、「年金所得が973ユーロ未満（2023年）」の場合は、基礎保障の請求権があるかどうか確認する必要がある（SGB XII § 43a, DRVB Nr.102, 2023: 4）。

申請者の基礎保障の需要は、基準需要額等級（RBS）に基づく月額と日常生活のその他の需要によって決まる。配偶者の所得と資産の場合、まず配偶者の個人需要を決定してから所得と資産を検算し、余りの額は申請者の基礎保障の計算の際に考慮される。〈図表4〉では、3人の高齢者の基礎保障の受給額の計算例を示している（DRVB Nr.102, 2023:15-18）。

事例1のAさんは67歳で、重度障害者手帳（コードG）を持っており、アパートに住んでいる（RBS1）。家賃月額285ユーロ、暖房費35ユーロ、その他費用50ユーロである。Aさんは毎月325ユーロ（手取り）の寡婦年金を受給する。基礎年金期間（GZ）は「33年未満」である。娘の年収は3万ユーロで、月額10万ユーロを超えないため、娘の年収による影響はない。

Aさんの基準需要額等級はRBS1で、基礎保障の基準需要額は月額502ユーロである。家賃・暖房費・付帯経費を合わせて370ユーロ、歩行障害の追加需要（RBS1の17%）85.34ユーロで、合計需要額は957.34ユーロである。ここから、差し引かれる所得は、寡婦年金の手取り月額325.00（健康・介護保険の保険料の差引後の支給額）である。従って、需要不足分632.34ユーロが基礎保障給付額である。

事例2は夫婦世帯の例である（RBS2）。夫は永久完全身体障害者で、障害年金として月額400ユーロ（手取り）の年金を受給する。妻は67歳で、月額640ユーロの老齢年金を受給する。二人の基礎年金期間（GZ）は「33年未満」である。共同アパートの家賃は300ユーロ、暖房費は66ユーロである。2人の預金通帳の残高は3,000ユーロである。妻は、800ユーロ相当の祖母の記念品であるブローチも所有している。預金通帳とブローチは、いわゆる保護資産になるので、資産に含まれない。夫と妻のそれぞれの基礎保障需要から所得と資産を差し引くと、夫は234ユーロが不足しているが、妻は6ユーロが残るので、妻は請求権がなく、夫には228ユーロの給付金が支給される。

事例3のCさんは、70歳の独身で（RBS1）、年金月額は850ユーロ（税込み）である。基礎年金期間（GZ）は「33年以上」であるので、年金所得の控除額が適用される。2021年1月1日から、基礎年金期間が「33年以上」である場合は、公的年金の「月額100ユーロ」控除が適用され（ $850.00 - 100.00 = 750.00$ ）、100ユーロを超える部分の30%はさらに控除される（ $750 \text{ユーロ} \times 30\% = 225.00$ ）。ただし、控除合計額は基準需要額等級RBS1の最大50%までである。

Cさんの基礎保障需要の合計額は947ユーロである。年金所得850ユーロ（税込み）から、「33年の基礎年金期間」の控除100ユーロと、控除後年金750ユーロの30%の控除が適用され、控除額合計325.00ユーロである。しかし、控除はRBS1の50%に制限されるので「251.00ユーロ」が控除される。また、健康保険と介護保険の保険料94ユーロが所得から差し引かれる。需要額947ユーロから控除後の所得505.00ユーロ（ $850.00 - 251.00 - 94.00$ ）を差し引き、需要不足分442.00ユーロ（ $947.00 - 505.00$ ）が給付金になる。

〈図表4〉基礎保障給付額の計算例（単位：月額、ユーロ）

【給付支給額 = 基礎保障需要 - (所得充当額 + 資産充当額)】

- ・基礎保障需要 = [基礎保障の基準需要額(RBS I 又は RBS II) + 住宅費と暖房費 + 保険料 + その他の費用など]
- ・所得充当額 = (年金所得 + 労働所得 + その他) - 所得項目別控除
- ・資産充当額 = 資産所得 - 資産項目別控除

	事例1 (Aさん：単身世帯)	事例2 (Bさん：夫婦世帯)	事例3 (Cさん：単身世帯)
特徴	・67歳（重度障害者） ・寡婦年金受給者 ・基礎年金期間 33年未満	・夫：完全労働能力低下 年金受給者 ・基礎年金期間 33年未満	・妻：67歳 ・年金受給者 ・基礎年金期間 33年未満 ・70歳の独身 ・年金受給者 ・基礎年金期間 33年以上
基礎保障需要	RBS1：502.00 家賃：285.00 暖房費：35.00 その他費用：50.00 追加需要（歩行障害）： 85.34（RBS1の17%） ★需要計：957.34	RBS2：451.00 家賃1/2：150.00 暖房費1/2：33.00 ★需要計：634.00	RBS1：502.00 家賃：350.00 暖房費：40.00 その他費用：55.00 ★需要計：947.00
所得と資産	寡婦年金（手取り） 月額325.00	完全障害年金（手取り） 月額400.00	老齢年金 850.00(税込み) -(基礎年金期間の控除額 計251.00-健康保険・ 介護保険保険料 94.00) ◎控除後所得 505.00
給付額	不足分：632.34ユーロ	不足分：234.00ユーロ 夫の給付額：228.00ユーロ、妻は請求権なし	超過分：6.00ユーロ 不足分：442.00ユーロ

出典：DRVB Nr.102, 2023:15-18に基づき筆者作成

4. 高齢者基礎保障の受給実態

1) 給付金申請と担当機関

高齢者基礎保障は一つの独自の社会給付制度で、受給するためには本人の申請が必要である。基礎保障の担当機関である居住地の社会福祉事務所の基礎保障課で申請することになる。ドイツ年金保険事務所に申請書を提出することも可能であるが、その場合、年金保険事務所が基礎保障課に申請書を伝送する。

ドイツ年金保険機関は年金受給者に年金通知書と共に基礎保障の要件と請求について通知する。2023年現在、「年金月額973ユーロまで」の年金受給者には年金通知書とともに基礎保障申請書が同封される。しかし、ドイツ年金保険はその他の収入や資産状況を把握していないため、請求権について記載することはできない。

請求権は、最終的には管轄の社会福祉事務所が決定することになる。申請書の提出後、事務所は基礎保障の受給可否を決定するが、その決定に関して不服申し立てがある場合は、再審査することになる。給付金の支給開始は申請月の一日から始まり、給付金を遡って支給することはできない。原則12か月間支給されるので、続けて受給するためには、新しい申請書を提出する必要がある。続けて4週間以上海外で滞在した場合、給付金は中止される（DRVB Nr.102, 2023:19-20）。

〈図表5〉高齢者基礎保障(GSimA)

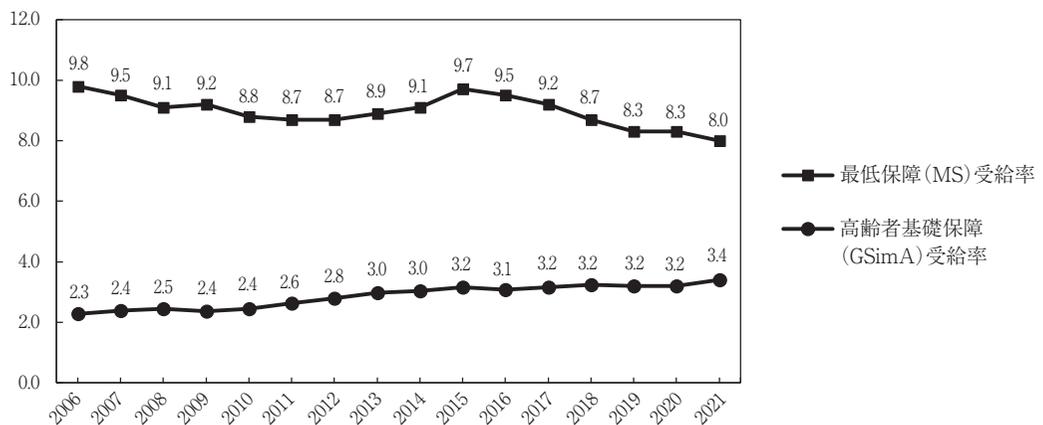
区分	高齢者基礎保障
関連法	・社会法典第四巻第4章「高齢者および労働能力が低下した場合の基礎保障」
運営	・地方自治体の社会福祉事務所 (Sozialamt)
財源	・租税 (連邦政府が100%負担)
支給条件	・ドイツに常住 (連続4週間以上海外滞在は対象外) ・標準年金受給開始年齢 (Regelaltersgrenze) に達した高齢者 (2023年の場合66歳) ・扶養義務者 (親または子) の年間収入が10万ユーロ未満
受給方法	・申請が必要 ・支給期間: 申請書提出月の1日から12か月間 (毎年申請が必要)
申請先	・社会福祉事務所又は年金保険事務所 (年金保険は年金月額973ユーロまで (2023年) の年金受給者には年金通知書と共に基礎保障申請書同封) ・給付金支給決定: 社会福祉事務所
資力調査	・対象: 本人と配偶者のみ
給付金に含まれる費用	・必要不可欠な生計費 (基準需要額等級 (RBS) に基づき月額が決まる)、宿泊費と暖房費、健康保険と介護保険の保険料、年金保険料、重度障害者手帳所持者の超過需要 (RBS の17%追加支給)、特別な場合の扶助
他年金と重複受給	・公的年金保険の老齢年金と重複受給可能 (2023年の場合、大まかな基準として、公的年金が「月額973ユーロ以下」であれば基礎保障の受給可能性あり) ・資力調査により減額あり

出典: 筆者まとめ

2) 給付金の受給実態

〈図表6〉は、最低保障 (MS) 受給率と高齢者基礎保障 (GSimA) 受給率の推移を示している。最低保障受給者率は、総人口の中で4種類の最低保障受給者が占める割合で、2013~2015年に難民申請者給付金受給者が急増したことを背景に最低保障受給率も高まったが、2015年をピークに低下している。2021年の場合、全体人口8,320万人の中で、最低保障受給者は6,622,940人で全体人口の8%を占める。

〈図表6〉最低保障(MS)受給率と高齢者基礎保障(GSimA)受給率 (単位: %)



出典: Statistisches Bundesamt (SB), Mindestsicherung(<https://www.statistikportal.de>)

注: 1) 最低保障受給者率 = (最低保障受給者 / 総人口) × 100

2) 高齢者基礎保障受給者率 = (基礎保障受給高齢者 / 標準年金受給年齢以上人口) × 100

高齢者基礎保障受給者率は、「標準年金受給年齢以上の人口」の中で、SGB XII第4章 §41に基づく「基礎保障を受給している高齢者」が占める割合である。2021年の場合、標準年金受給年齢は65歳8か月であるので、高齢者基礎保障受給率は65歳以上人口の中で、基礎保障受給者が占める割合である。受給率は2006年2.3%から毎年増加傾向で、2021年3.4%を占める。即ち、ドイツの65歳以上高齢者の約97%は基礎保障に依存していない。

終わりに

ドイツでは、国内に常住所がある生活困窮者対象の最低保障制度は年齢と労働能力有無を基準に給付制度が分かれている。本稿では、ドイツの高齢者の最低生活を保障するための支援制度として、高齢者基礎保障に焦点を置き、制度の内容と給付基準に関して確認した。

高齢者基礎保障は、SGB XII（社会扶助）の第4章「高齢者基礎保障」が根拠法で、標準年金受給年齢の高齢者（2023年時点で66歳以上）が対象であり、租税が財源である。資力調査により、個人の困窮の程度によって、所得と資産が最低生計費に満たない場合、必要な扶助を行うが、資力調査は本人と配偶者のみが対象で、扶養義務者（親または子）の年間収入が10万ユーロを超えない限り、扶養義務の履行は追及しない。

ドイツの最低保障4種類の給付金の受給者率は低下傾向である。ところが、2008年に超高齢化社会になったドイツでは、人口高齢化とともに、最低保障給付金の受給者の中で、高齢者の基礎保障受給者数は毎年高まっている。高齢者の貧困対策として、ドイツでは2021年から基礎年金（Grundrente）を施行している。基礎年金と高齢者基礎保障との関係については筆者の次の論文で紹介する。

注

- 1) SGB XII（社会扶助：Sozialhilfe）には、必要不可欠な生計費などを保障する「生計費扶助（施設外）」（第3章）、高齢者及び労働能力低下による生活困窮者に対する「基礎保障」（第4章）、疾病・障害・要介護等の様々な生活上の特別な状況にあるものに対する「健康扶助」（第5章）、「介護扶助」（第6章）、「特別扶助」（第9章）がある（SGB XII § 8 Leistungen）。
- 2) 完全労働能力低下による基礎保障の場合、ドイツ年金保険は、社会福祉事務所（Sozialamt）に代わって、永久に完全障害があるかどうかを確認する。基礎保障は、すでに完全労働能力低下年金を受給しているかどうかに関係なく支給される。ただし、すでに労働能力低下年金（Erwerbsminderungsrente）を受給している場合は、労働市場の状況や一時的期限だけでなく、完全労働能力低下による年金が恒久的に支払われる場合にのみ、基礎保障を受給することができる。一時的または労働市場の状況だけで完全労働能力低下年金を受給している場合は、他の生活扶助を受ける権利がある場合がある。例えば、求職者のための社会扶助または基礎保障給付を受ける権利である可能性がある（DRVB Nr.102, 2023:5）。
- 3) ただし、困窮状態が過去10年間に故意または重大な過失による人は基礎保障を受けることができない。例えば、老後に備えずに資産を譲渡したり、不注意に失ったりした場合である。海外に住んでいる人、ドイツで難民申請者給付金を申請した人も基礎保障の支給対象外である（SGB XII § 41）。
- 4) 家賃指数は、自治体または貸し主と賃借人の代表者によって共同で作成または承認された地域の家

賃比較の一覧表である（連邦住宅・都市開発・建築省（BMWSB）HP）。

- 5) 適切な老後保障（Alterssicherung）への請求要件を満たすものとして、例えば次のような保険料があげられる：公的年金保険の保険料、農業者老齢保険の保険料（LAK: Landwirtschaftliche Alterskasse）、専門職年金基金への保険料（公的年金保険と同等の給付金を支払う場合）、リースター年金などの補助金付きの老後保障保険料（個人の最低保険料額（所得税法 § 86）を超えない場合）（DRVB Nr.102, 2023:9）。

参考文献

- Bundesamt für Justiz (BfJ), Sozialgesetzbuch Zweites Buch (SGB II), Bürgergeld, Grundsicherung für Arbeitsuchende
- Bundesamt für Justiz (BfJ), Sozialgesetzbuch Zwölftes Buch (SGB XII), Sozialhilfe
- Bundesministerium für Wohnen, Stadtentwicklung und Bauwesen (BMWSB), Mietspiegel (<https://www.bmwsb.bund.de>)
- Bundesministerium für Arbeit und Soziales (BMAS), Fragen und Antworten zum Bürgergeld (<https://www.bmas.de>)
- Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Die Grundsicherung: Hilfe für Rentner, 17. Auflage, Nr. 102, Jan. 2023
- Statistisches Bundesamt (SB), Mindestsicherung (<https://www.statistikportal.de>)
- <https://www.bundesregierung.de>, Gesetzliche Neuregelungen ab Januar 2023
- <https://www.buerger-geld.org>, Höhe Bürgergeld Regelsatz 2023
- <https://www.sozialpolitik-aktuell.de>, Regelbedarfe der Grundsicherung nach Regelbedarfsstufe 2011-2023
- <https://www.lebenshilfe.de>, Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung und Hilfe zum Lebensunterhalt für Menschen mit Behinderung, 1. Jan. 2023

（ベ・ヘション：アジア文化学科 教授）

